

平成20年

第4回市議会定例会 議案第15号

函館市債権の管理に関する条例の制定について
函館市債権の管理に関する条例を次のように定める。

平成20年12月4日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市債権の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の債権の管理の適正を期するため、その事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の条例との関係)

第2条 市の債権（金銭の給付を目的とする市の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）の管理に関する事務の処理については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権管理者の責務)

第3条 債権管理者（市長および公営企業管理者をいう。以下同じ。）は、法令および条例の定めるところにより、督促、滞納処分、強制執行等を行い、市の債権の保全、徴収等に最大限努めなければならない。

(台帳の整備)

第4条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、書面または電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により次に掲げる事項を記載し、または記録した台帳を整備するものとする。

(1) 債権の名称

(2) 債務者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および代表

者の氏名ならびに主たる事務所の所在地)

- (3) 債権の金額，発生年月日，当初の履行期限等
- (4) 納付および督促の状況
- (5) 処分内容，交渉経過等
- (6) 前各号に掲げるもののほか，債権管理者が必要と認める事項
(延滞金)

- 第5条 債権管理者は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入についての市の債権（第3項および附則第2項において「公法上の債権」という。）について督促をした場合において，当該市の債権の金額が2,000円以上であるとき（1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）は，当該金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する金額の延滞金を加算して徴収しなければならない。ただし，延滞金の額に100円未満の端数があるとき，またはその全額が1,000円未満であるときは，その端数金額またはその全額を徴収しない。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は，^{じゅん}閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合とする。
 - 3 債権管理者は，公法上の債権についてその納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては，第1項の延滞金を減免することができる。

(放棄)

- 第6条 債権管理者は，市の債権（時効による権利の消滅に，時効の援用を要するものに限る。）について，次の各号のいずれかに該当する場合は，当該市の債権およびこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 当該市の債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があると認められる場合を除く。）。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項，会社更生

法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき（当該市の債権につき保証人の保証がある場合を除く。）。

(3) 債務者が死亡し、またはその所在が不明となり、徴収の見込みがないとき。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、債権管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する公法上の債権について適用する。
- 3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（提案理由）

市の債権の管理に関する事務の処理に関し必要な事項を定めるため